

自助 事業所の備え

●東京都帰宅困難者対策条例

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生し、バスやタクシーなどの交通機関の運行にも支障が生じました。

そこで、東京都では大規模災害が発生した場合、公共交通機関が停止したときの帰宅が困難になる人々が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するための帰宅困難者対策条例を平成25年4月に施行しました。

<帰宅困難者対策の基本的考え方について>

事業者の方は、従業員の一斉帰宅の抑制、従業員向けの3日分の水や食料等を備蓄したり、駅や集客施設でも、利用者を保護するなどの取り組みをお願いします。



東京都は帰宅困難者対策を総合的に推進するための条例を施行しました。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

都民の皆さん、大規模災害発生時に、むやみに移動を開始しないでください

事業者の方は、従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄をするようにしてください

平成25年4月1日施行

一斉帰宅の抑制の推進

都民の取組

■「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制

すぐに移動を開始すると火災や落下物等によりケガをする恐れがあります。また、多くの人が歩いて帰ると、道路に人が溢れ、救急車などの緊急通行車両の妨げとなります。

○災害時には、むやみに移動を開始せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に待機してください。

■家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備

○安心して職場に留まれるよう、あらかじめ家族と話し合って連絡手段を複数確保するようにしてください。

○安全確保後の徒歩帰宅に備え、あらかじめ経路を確認するとともに、歩きやすい靴などを職場に準備しておいてください。

事業者の取組

■従業員の「一斉帰宅」の抑制

○施設の安全を確認した上で、従業員を事業所内に留まらせてください。

○必要な3日分の水や食料などの備蓄に努めてください。

■従業員との連絡手段の確保など事前準備

○事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段を確保するとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を複数確保することなどを周知してください。

■駅などにおける利用者の保護

○鉄道事業者や集客施設の管理者等は、駅や集客施設での待機や安全な場所への誘導等、利用者の保護に努めてください。

■生徒・児童等の安全確保

○災害時には、学校等の管理者等は、児童、生徒等を施設内に待機させるなど、安全確保を図ってください。

出典：東京都防災ホームページ

●事業者の防災計画

東京都内のすべての事業所は、事業所ごとに防災計画を作成しなければなりません。防災計画の規定項目は以下の通りです。事業所防災計画の作成方法等、詳しくは所轄の消防署にお問い合わせください。

1. 震災に備えての事前計画
2. 震災時の活動計画
3. 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄(3日分)チェックリスト作成
4. 災害時における時差退社計画書作成
5. 施設の安全点検のためのチェックリスト作成

災害時帰宅支援ステーション

災害時に徒歩による帰宅者を支援するため、学校、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストランなどが災害時帰宅支援ステーションとして、水やトイレ、災害情報の提供などを行います。



東京都防災マップで
勤務先の近くの災害時帰宅支援ステーションを要チェック!

<https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>

